



事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 1 日

各都道府県衛生主管部(局)
医務主管課
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋の用法マスタの改訂について

電子処方箋の普及やその運用につきまして、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

処方箋には用法の記載が必要ですが、電子処方箋の場合、用法については電子処方箋の用法マスタから用法コードを選択し設定する必要があります。この用法マスタについては、電子処方箋の運用開始にあたり、一般社団法人日本医療情報学会が定める標準用法規格を参照し作成されましたが、一部標準用法規格に準拠していない用法が用いられていたことから、今般、標準化されたコードが用いられるよう、電子処方箋の用法マスタの改訂を行います。

改訂の内容やスケジュールについては、別添資料に取りまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただきますようお願いいたします。

なお、医療機関等向け総合ポータルサイトには用法の設定の参考資料等も掲載しているため、合わせて周知いただくようお願いいたします。

【医療機関等向け総合ポータルサイト】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010044



電子処方箋の用法マスタ改訂にかかる概要資料

令和 7 年 7 月 1 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 本改訂について 3
- 電子処方箋の用法マスタの改訂作業の概要 4
- 電子処方箋の用法マスタの切替スケジュールについて 9
- 電子処方箋の用法マスタの切替の留意点について 10
- 電子処方箋用法マスタの今後の改訂等の見通し 15
- 参考資料 16

○「標準化」とは・・・？

- ・異なる医療施設間で円滑に情報共有・交換するためには、その方法について関係者が認識合わせできていることが重要です。医療情報を電子的に共有・交換するに当たっては、標準的な形式のメッセージや、標準とされるコードなどを用いることが必要です。
- ・標準的でない方法を用いてしまうと、他の医療施設に適切に情報が伝わらなくなってしまうおそれがあります。医療安全の観点からも、標準化の取り組みが必要です。
- ・用法に関しては、日本薬剤師会・日本病院薬剤師会や、日本医療情報学会が標準化に係る取り組みを行っており、これらを踏まえて、電子処方箋の仕組みで用いる用法コードを整備しています。

本改訂について

前提

- 電子処方箋管理サービスに処方・調剤情報に用法を記録する際には、電子処方箋用法マスタの用法コードを使用する必要があります。また、電子処方箋用法マスタは電子カルテ情報共有サービスにおいても利用されることとなっています。このため、医療情報の標準化の観点を踏まえ、マスタの適切なあり方を検討してきました。

経緯

- 用法の標準化に当たっては、（公社）日本薬剤師会、（一社）日本病院薬剤師会において、『標準用法用語集』（以下「標準用法用語集」という。）が作成され、処方情報における用法の標準化が進められてきました。また、（一社）日本医療情報学会では、これら標準用法用語を情報システムで取り扱えるように規格を定め、『処方・注射オーダ標準用法規格』（以下「標準用法規格」という。）が作成され、厚生労働省標準規格（HS027）に認められています。
- 電子処方箋用法マスタは、電子処方箋の運用開始にあたり、標準用法規格を参照しながら作成したのですが、例外的に標準用法規格に準拠していない用法が存在していました。
- 2025年2月に標準用法用語集が、2025年4月18日に標準用法規格がそれぞれ改訂され、また、今後電子処方箋用法マスタの電子カルテ情報共有サービスでの活用が見込まれることから、専門家のご意見を聞きながら、標準用法規格に準拠した形に改訂を行うこととしました。
- 本書は、電子処方箋用法マスタの改訂の概要や、用法マスタを旧マスタから新マスタへ切替える際の留意点を示したものとなっています。

電子処方箋の用法マスタの改訂作業の概要

概要

- 電子処方箋用法マスタの改訂作業は、旧用法マスタの用法コードを一定の基準・考え方のもとで削除し、また、充足していなかったコードの拡充（追加）を行いました。

【削除】

- ・ 投与経路（内服・外用等の別）を指定しない用法
- ・ 用法コードとは別の欄（用法補足レコード）で補足情報が必要となり日本医療情報学会より標準用法規格に準拠していないと指摘を受けた用法
- ・ 標準用法用語集に存在しない用法
- ・ 臨床上使用される頻度が極めて低いと考えられる用法、再検討（コードの作り直し）が必要な用法

【追加】

- ・ 服用時刻を指定する用法等（標準用法規格に準拠したコード拡充）
- ・ 元々充足していなかった舌下用法、バツカル用法、口腔内塗布用法
- ・ 注射・注入用法（院内処方・電子カルテ情報共有サービスでも本マスタを用いるため）
- ・ 標準用法規格から外れるが、医療現場の運用上必要と考えられる用法（適用ガイド用法）

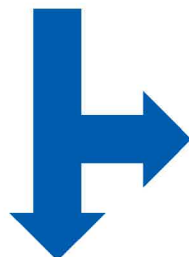
⇒次ページ以降、それぞれの内容について説明します。

※ 削除、追加作業は日本医療情報学会の見解に基づくものです。

電子処方箋の用法マスタの改訂作業の概要～削除～

※ 削除、追加作業は日本医療情報学会の見解に基づくものです。

旧用法
3 1 7 4 件

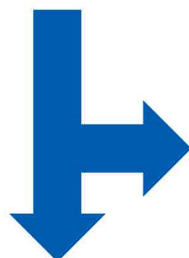


Xで始まるもの 3 0 4 件

- ・従来、用法の区分（内服、外用など）や投与経路（経口、塗布など）を指定せず投与タイミングのみを指定するコードが存在していた。
- ・投与経路等を指定しないコードを使用してしまうと、医師・歯科医師の意図が薬剤師に伝わりづらくなる。また、類似のコードが多いと、使用するコードの選択が煩雑となる。このため、Xから始まる汎用的なコードを削除するもの。

(例) — XX110004000000000 1日1回朝食後
— XX310000000000000 1日1回決まった時刻
— XX501100000000000 疼痛時

2 8 7 0 件

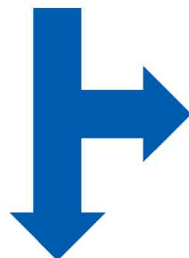


Xを含むもの（Xで始まるものは除く） 3 2 4 件

- ・従来、「1日〇回」や「体の状態に応じて」など汎用的なコードとして回数等を指定せず、可変の情報を含む用法がマスタ上存在していた。
- ・可変の情報は補足情報に記載する必要があるため、使用するコードの選択が煩雑となる。このため、当該コードを削除するもの。

(例) — 2A7X0000000000000 1日〇回 貼付
— 102X0000000000000 1日〇回等間隔で服用
— 2H8X0000000000000 〇～〇時間毎に点眼

2 5 4 6 件



標準用法用語にないもの 7 5 7 件

- ・用法については、（公社）日本薬剤師会、（一社）日本病院薬剤師会において、標準的に用いる用法用語について、「標準用法用語集」として整備されている。
- ・従来、標準用法用語集に存在していない用法がマスタ上に存在していたが、全国的な電子処方箋の運用において、標準的なコードが使用されることが望ましいことから、標準用法用語集にない用法を含むコードを削除するもの。

(例) — 10121020000000000 1日4回朝食夕食2時間後と就寝前 服用
— 2A503100000000000 血圧上昇時 貼付
— 2D630099900000000 1日3回起床時と朝昼 撒布

電子処方箋の用法マスタの改訂作業の概要～削除～

※ 削除、追加作業は日本医療情報学会の見解に基づくものです。

1 7 8 9 件

临床上使用される頻度が極めて低いと考えられるもの 5 5 3 件

- ・標準用法規格は、標準的な用法の記述方法を示す規格であり、標準用法規格に沿ってコードを生成する場合、数字やアルファベットによって特定の桁の意味を整理している。一方、各桁で取り得る数字やアルファベットを機械的に組み合わせると、临床上使用される頻度が極めて低いと考えられるコードが生成されてしまう。
- ・今般、これまで存在した用法コードのうち、マスタに临床上使用される頻度が極めて低いと考えられるものや他の適切な標準コードで代替できると判断された用法コードについて、削除するもの。

(例) — 2A50490000000000 出血時 貼付
— 2F50640000000000 いろいろ時 消毒
— 2Q50530000000000 むくみ時 浣腸

1 2 3 6 件

用法の再検討が必要なもの 2 1 8 件

- ・従来、「皮下注射」や「筋肉内注射」など機械的に生成されていたコードについて、標準用法規格に基づき、投与方法・投与場面を明確にするため再検討が必要となったため削除するもの。
- ・過去、標準用法規格において、食事中の用法に関する内容が規定されていなかったが、2024年3月の改訂で規定された。これに伴い、用法コードを作成し直すため削除するもの。

(例) — 3211000090000000 1日1回起床時 皮下注射
— 1011000900000000 1日1回朝食中 服用
— 3271000000000000 1日1回 皮下注射

1 0 1 8 件

電子処方箋の用法マスタの改訂作業の概要～追加～

※ 削除、追加作業は日本医療情報学会の見解に基づくものです。

1018件

内服用法の追加 33件

- ・過去、標準用法規格において、食事中の用法に関する内容が規定されていなかったが、2024年3月の改訂で規程された。これに伴い、用法コードを作成し直すもの。（7件）
(例) — 1011000600000000 1日1回朝食中 服用
- ・これまで、1日1回特定の時刻に服用する用法コードがマスタに存在していなかったため、今般、0時～23時の用法コードを追加するもの。（24件）
(例) — 1031A00000000000 1日1回0時に 服用
- ・1日2回の時刻指定用法2件 追加
(例) — 1032IU00000000000 1日2回8時、20時に 服用

1051件

舌下用法の追加 30件

- ・これまで、食事タイミングでの舌下用法、頓用時の舌下用法に係るコードがマスタに存在していなかったため、今般、用法コードを追加するもの。
(例) — 1111000090000000 1日1回起床時 舌下
— 1150110000000000 疼痛時 舌下

1081件

バツカル用法の追加 9件

- ・これまで、頓用時のバツカルに係るコードがマスタに存在していなかったため、今般、用法コードを追加するもの。
(例) — 1250110000000000 疼痛時 バツカル
— 1250170000000000 関節痛時 バツカル

電子処方箋の用法マスタの改訂作業の概要～追加～

※ 削除、追加作業は日本医療情報学会の見解に基づくものです。

1090件

口腔内塗布用法の追加 19件

・これまで、食事タイミングでの口腔内塗布用法、回数を明示した用法に係るコードがマスタに存在していなかったため、今般、用法コードを追加するもの。

(例) — 1311000400000000 1日1回朝食後 口腔内塗布
— 1371000000000000 1日1回 口腔内塗布

1109件

注射・注入用法の追加 593件

・従来、「皮下注射」や「筋肉内注射」など機械的に生成されていたコードについて、標準用法規格に基づき、投与方法・投与場面を明確にするため、改めてコードを作り直したもの。
・なお、電子処方箋の用法マスタは、院内処方情報の登録や、電子カルテ情報共有サービスでも利用されるため、これらのコードを整備しているが、院外処方においては、通常、使用されないと考えられるものも存在するので、医療機関での使用に当たっては、ご注意ください。

(例) — 3071000000000011 1日1回 静脈注射 ワンショット/医療機関・医療従事者
— 3211000090000014 1日1回起床時 皮下注射 ワンショット/在宅・自己

1702件

適用ガイド用法 101件

・標準用法規格の考え方からは外れるものの、電子処方箋の運用において必要と考えられる用法コードを、日本医療情報学会との協議の上追加するもの。
・これらのコードの考え方は、別途、電子処方箋用法適用ガイドで示しているので、適宜参照いただきたい。

(例) — 1031Z00000000000 1日1回決まった時刻に 服用
— 1050Z00000000000 (特定の条件の場合) 服用
— 2A7Z000000000000 1日〇回 貼付

1803件

その他、「**腫**」の漢字を標準用法用語集、標準用法規格、レセプト請求の表記に合わせて「**腫**」と変更する等、44件の用法名称の変更を実施。

電子処方箋の用法マスタの切替スケジュールについて

- 電子処方箋用法マスタの切替えのスケジュールは以下のとおりです。

【2025年7月～2025年10月末】

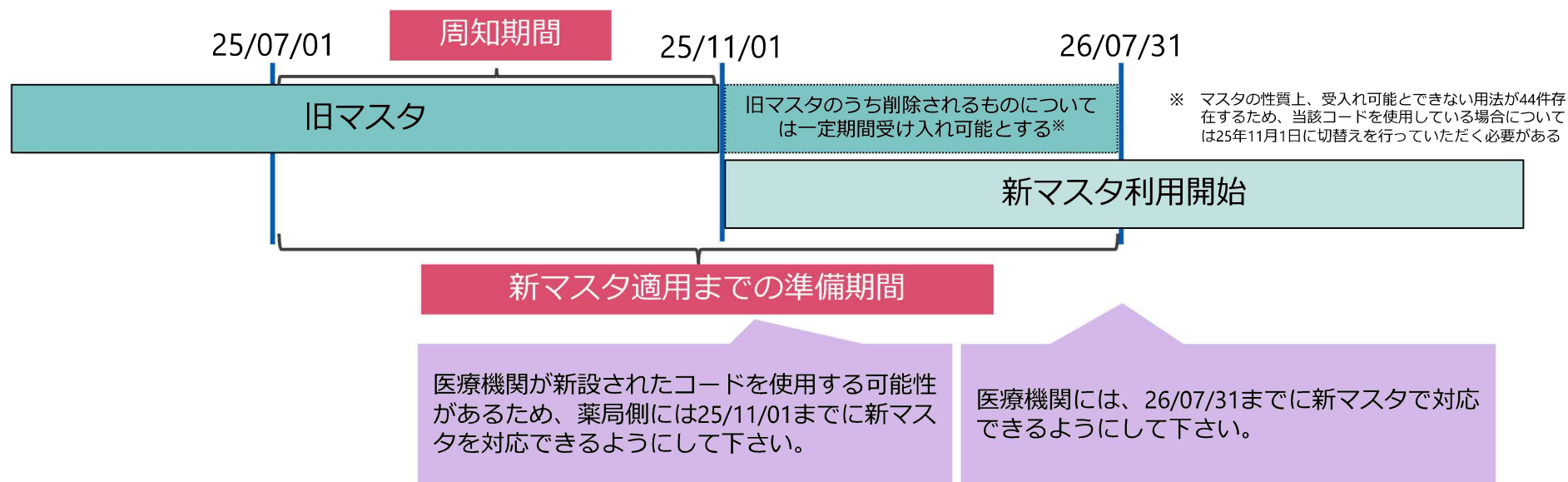
- ・ 電子処方箋用法マスタ切替の周知期間です。薬局においては、2025年11月までに新マスタの受け入れの準備をいただく必要があります。

【2025年11月～2026年7月末】

- ・ 医療機関において、新マスタへの切替対応を行っていただくための期間です。
（注） 2026年7月末までは、一部を除いた旧マスタの利用が可能です。例外は、後述します。

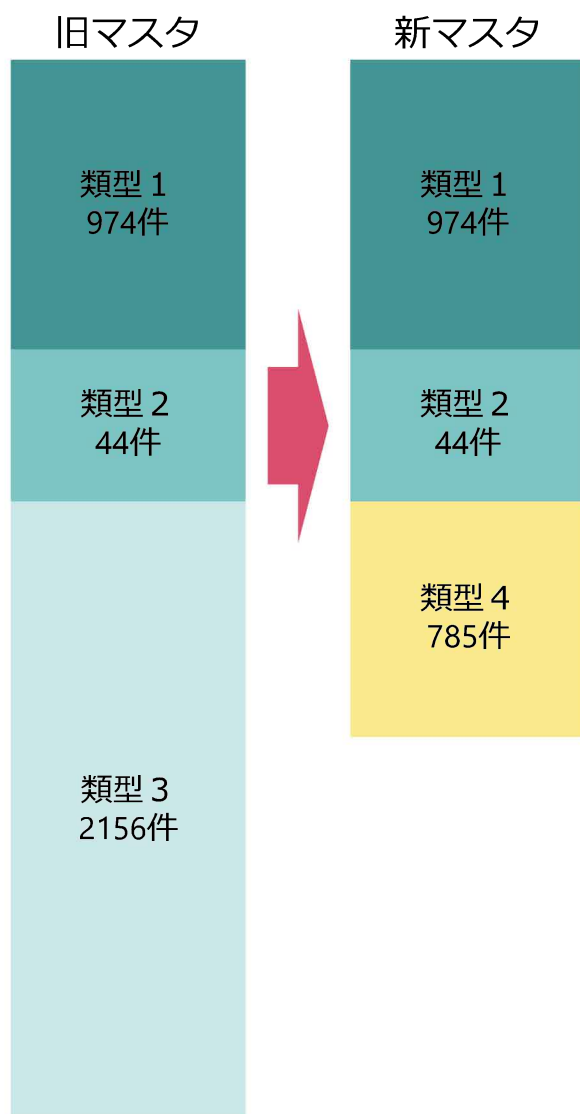
【2026年8月～】

- ・ 旧マスタの用法は利用不可となりますので、新マスタに沿った運用が必要です。



電子処方箋の用法マスタの切替の留意点について

- 新旧マスタの分類ごとの対応事項について以下に記載します。



類型 1（別添表 1 参照）

旧マスタから用法コード、用法名称に変更がないため、切替え後も継続して利用可能なコード

⇒当該コードを利用の場合は特段の対応は必要ありません。

類型 2（別添表 2 参照）

旧マスタから用法コードが変わらずに、用法名称が変更になるため、2025年11月で利用ができなくなるコード

⇒当該コードを利用の場合は2025年11月に対応した新マスタの用法名称に設定を行う必要があります。

類型 3（別添表 3 参照）

準備期間終了後の2026年8月以降は利用できなくなるコード

⇒当該コードを利用の場合は2025年11月～2026年7月の間に旧コードと同様の意味をもつ新マスタのコードまたは任意の用法（ダミーコード+任意のテキスト情報で記述されるもの）に設定いただく必要があります。

類型 4（別添表 4 参照）

2025年11月から追加されるコード

⇒2025年11月以降に当該用法コードが利用可能になります。

電子処方箋の用法マスタの切替の留意点について

- マスタの切り替えにあたり、削除される用法・コードがありますので、新設される用法・コードか、削除されずに引き続き使用可能な既存の用法・コードに、設定変更をお願いします。

＜削除される用法・コード＞

1011000900000000 1日1回朝食中 服用

1031000000000000 1日1回決まった時刻に服用

削除される用法については、標準用法規格に沿ったコードに設定ください。

＜新設される用法・コード＞

1011000600000000 1日1回朝食事中 服用

1031A00000000000 1日1回0時に 服用
1031B00000000000 1日1回1時に 服用
1031C00000000000 1日1回2時に 服用
1031D00000000000 1日1回3時に 服用
1031E00000000000 1日1回4時に 服用

...

＜削除される用法・コード＞

XX50110000000000 疼痛時

XXで始まるものについては、投与経路が指定されている用法・コードが既に存在しているため、投与経路の指定のある適切な用法コードを設定してください。

＜既存の用法・コード＞

1050110000000000 疼痛時 服用
2A50110000000000 疼痛時 貼付
2B50110000000000 疼痛時 塗布
2C50110000000000 疼痛時 湿布
2E50110000000000 疼痛時 噴霧
2K50110000000000 疼痛時 うがい

...

その他のコードについては、別添の参考資料のコードの設定例を参照下さい。

※ 参考資料で示しているものは例示になります。設定先の用法が適切かどうかは処方内容によって異なることからそれぞれ判断が必要となります。

電子処方箋の用法マスタの切替の留意点について

既に運用開始済みの医療機関の方へ

- 類型2のコード（計44件）を使用している場合は、2025年11月1日に類型2のコードの用法名称の変更を行ってください。
11月1日に変更することが難しい場合は、類型2のコードを2025年11月より数日前に任意の用法（ダミーコード+任意のテキスト情報で記述されるもの）に変更を行った後、2025年11月以降に設定変更を行ってください。
- 2025年11月～2026年7月末までに、類型3のコードを新マスタのいずれかのコード（※）に設定変更を行ってください。
（※）マスタに使用できるものがない場合には、任意の用法（ダミーコード+任意のテキスト情報で記述されるもの）を使用することができますが、できるだけマスタ上のコードから設定してください。

電子処方箋の用法マスタの切替の留意点について

これから運用開始する医療機関の方へ

【2025年11月までに導入する場合】

- 類型1のコードまたは任意の用法（ダミーコード+任意のテキスト情報で記述されるもの）で設定を行ってください。2025年11月以降は、新マスタのコードも利用可能になります。

【2025年11月以降に導入する場合】

- 新マスタのコードの利用を基本とし、利用できない場合にかぎり、任意の用法（ダミーコード+任意のテキスト情報で記述されるもの）で記述ください。

電子処方箋の用法マスタの切替の留意点について

薬局の方へ

- 2025年11月までに、類型4の新マスタにおける追加コードを受け入れられるように設定をお願いします。
- 類型2のコード（計44件）を使用している場合は、2025年11月1日以降は用法名称の変更を行った上で調剤結果登録を行ってください。
- 2026年8月以降は、新マスタで調剤結果登録を行う必要があります。
- 0X0XXXXXXXXX0000（ダミーコード）に対して特定一意の用法に設定しないように注意して下さい。調剤の際には、任意のテキスト情報で記述される用法を確認してください。
- 2026年8月以降で旧マスタで記録された処方箋が来ないと判断される場合は、旧マスタのみに存在するコードの設定を削除していただいて構いません。

電子処方箋用法マスタの今後の改訂等の見通し

今後の改訂の見通し

- 今回の改訂は、今後、電子処方箋に加え、電子カルテ情報共有サービスでの電子処方箋用法マスタの利用が見込まれており、標準化の観点から行いました。この後、しばらくの間は改訂は予定しておりません。
- ただし、標準用法用語集、標準用法規格の見直すタイミングに合わせて、用法コードの追加等を行う可能性があります。

用法コードの追加希望について

- 電子処方箋用法マスタへの用法コードの追加を希望する場合は、以下のURLより、追加希望書をお送りください。（個別の返信は行わず、次回の改訂があった場合の参考に致します。）

（URL）https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010027

- ※ ただし、電子処方箋は多くの医療機関・薬局で処方・調剤情報をやりとりする仕組みであり、使用する用法コードの標準化が必要です。このため、まずは使用できる用法コードが電子処方箋用法マスタにないかをご確認・ご検討ください。また、追加希望に当たっては、標準用法用語集、標準用法規格に沿ったものとなっているかを必ず確認するようにしてください。

標準用法用語集：<https://www.jshp.or.jp/content/2025/0327-12.html>

（（一社）日本病院薬剤師会のページに遷移します。）

標準用法規格：<https://www.jami.jp/jamistd/standards/>

（（一社）日本医療情報学会のページに遷移します。）

参考：各種リンク

- 概要資料別添
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001509337.xlsx>
- 電子処方箋用法マスタ
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001056865.xlsx>
- 処方・注射オーダ標準用法規格電子処方箋用法適用ガイド
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001509213.pdf>
- 医療機関等において用法マスタを準備する際の留意点等
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001119768.pdf>
- （別紙）標準コードで記録可能な用法例について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001156238.pdf>
- 『標準用法用語集』（（一社）日本病院薬剤師会のページに遷移します。）
<https://www.jshp.or.jp/content/2025/0327-12.html>
- 『処方・注射オーダ標準用法規格』（（一社）日本医療情報学会のページに遷移します。）
<https://www.jami.jp/jamistd/standards/>

参考：電子処方箋管理サービスで使用する用法マスタについて

- 複数の医療機関・薬局での電子的な情報共有にあたっては、統一的なコード（標準コード）を使用することによって、関係者が同じ認識で運用することができます。
- 電子処方箋管理サービスを利用する際の処方箋に記録する用法においては、電子処方箋用法マスタを用意しており、それらを使用することが、標準化の観点から重要となります。

用法コードの分類

① 標準コード

日本医療情報学会の標準用法規格を踏まえ、電子処方箋管理サービスで用意している標準的な用法コード。当該コード及び用法名称によって回数及びタイミング等が指定が可能。

② 適用ガイドコード

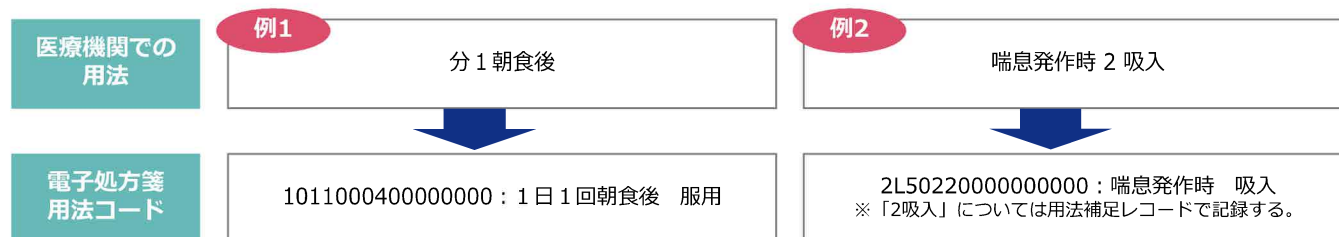
回数・時刻・特定の条件等を用法名称に明記せずに、可変の情報として、仮の文字（○）または文章で表記した用法コード。可変の情報を、用法補足レコードで記録することが前提となる。

③ ダミーコード

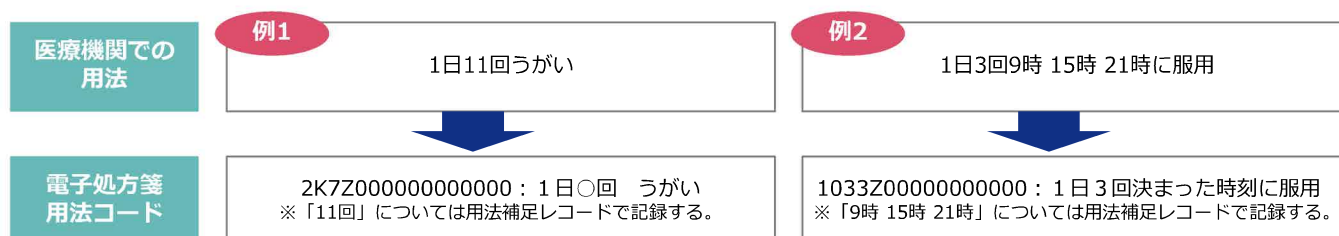
電子処方箋管理サービスから提供する用法マスタに該当する用法コードが1つもない場合に使用する用法コード。特定の1つの用法を意味するコードではないため、特定の用法への設定は不可。

用法設定の手順

① 標準コードで記述可能か検討ください。



② 標準コードが記述できない場合は、適用ガイドコードで記述可能か検討ください。



③ ①、②が利用できない場合には「ダミーコード+テキスト情報」で用法を記述ください。

【参考資料】

医療機関等において用法マスタを準備する際の留意点等

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001119768.pdf>)

(別紙) 標準コードで記録可能な用法例について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001156238.pdf>)

参考：標準用法規格について

用法のコード体系（標準用法規格より抜粋）

- 1）16桁固定長半角英数字コードとする。
- 2）桁ごとのコードには内服・外用などごとに一定の意味を持たせた体系とする。
- 3）標準用法が将来増える場合にも対応できる拡張性を予め持たせる。
- 4）原則として内服・外用などの区別およびそれぞれにおける用法詳細区分に関する情報、1日回数とそのタイミングの組み合わせを記述することを基本とし、結果としてコード内に情報の冗長性があっても構わないものとする。
- 5）本仕様では拡張性を考えた仕様を記載しているが、実際に使用できる用法コードは限定される。すなわち、仕様上可能であるから用法コードとして使用して良いというわけではない。

16桁コード仕様表																			
		第1桁	第2桁	第3桁	第4桁	第5桁	第6桁	第7桁	第8桁	第9桁	第10桁	第11桁	第12桁	第13桁	第14桁	第15桁	第16桁	用法記述の一例	
用法種別	タイミング種別	基本用法区分	用法詳細区分	タイミング指定区分	1日内のタイミングに関連する情報												時間的要素・機器区分	実施環境・施行者	
内服用法	食事等タイミング基本	1:内服	0～3	1	1日服用(外用)回数	就寝前の服用指定	夕食時の服用指定	昼食時の服用指定	朝食時の服用指定	起床時の服用指定	時刻指定の服用＊	—	—	—	—	—	—	1日3回朝昼夕食後	
	1日回数と時間間隔明示			2		1日での服用開始時刻＊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1日3回 8時間毎	
	1日回数と服用時刻を明示(時刻指定型Ⅰ)			3		第1服用時刻	第2服用時刻＊	第3服用時刻＊	第4服用時刻＊	第5服用時刻＊	第6服用時刻＊	第7服用時刻＊	第8服用時刻＊	—	—	—	—	1日4回 6時、12時、18時、23時	
	1日回数とイベントを明示(時刻指定型Ⅱ)			4		イベント区分	イベント詳細区分	イベント附帯条件区分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1日3回 哺乳時	
外用用法	生活リズム基本	2:外用	A～U	6	時間間隔	就寝前の使用指定	夕の使用指定	昼の使用指定	朝の使用指定	起床時の使用指定	時刻指定の使用＊	—	—	—	—	—	—	1日1回就寝時塗布	
	1日回数だけを明示			7		外用回数の補足情報＊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1日3回程度吸入	
	時間間隔で明示			8		時間間隔の補足情報＊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2～3時間毎吸入	
内服・外用共通	頓用	1:内服 2:外用	0～U	5	1日服用(外用)回数	イベント区分	イベント詳細区分	イベント附帯条件区分＊	最低時間間隔＊	1日最大用法回数＊	—	—	—	—	—	—	—	喘息発作時、3時間以上あけて1日最大3回まで	
注射・注入	上記すべて可能	3:注射 4:注入	0～Z	上記準拠												1～5	1～4		

—の欄は未使用の桁で0を設定する。*の欄はその情報が必要な場合にのみ設定し、不要な場合には0を設定する。